

# 『全国児童養護施設退所児童自立支援事業』運営要綱

## 1. 目的

児童養護施設を退所した児童の自立を促していくためには、生活拠点の確保と就労後の支援が重要である。

国は、平成16年8月1日より児童養護施設退所児童等が「生活福祉資金貸付制度」(以下「貸付資金」という)を積極的に活用するための制度改正を行い、その者が就職するにあたり必要なアパートの賃借料や就学に必要な資金等の貸付けを行うこととした。また、児童福祉法の改正により、施設を退所した児童に対する相談やその他の援助を行うことが児童養護施設等の目的に規定された。

このようなことをふまえ全国児童養護施設協議会(以下「本会」)では、「全国児童養護施設退所児童自立支援事業」(以下、「本事業」という)を創設し、児童養護施設を退所した者への自立支援をより積極的に推進するための事業を実施することにより、今後の児童養護施設における児童の社会的自立の促進に資するものとする。

## 2. 実施主体

社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国児童養護施設協議会

## 3. 事業運営

本会は、本事業を運営するために、「退所児童自立支援事業運営委員会」(以下、「運営委員会」という)を総務部会内に設置する。運営委員会委員は総務部長、同副部長、総務部担当副会長をもって充てる。

運営委員会の委員長は本会総務部長があたり、委員長が運営委員会を招集する。なお、運営委員会の開催は原則として年2回以上開催する。

## 4. 対象者

本事業の対象者は次の(1)および(2)の双方に該当する者とする。

(1) 給付申請時に児童養護施設の長である者。

(2) 平成19年4月1日以降に生活福祉資金貸付資金(ただし、資金種類は、「生活福祉資金貸付制度要綱」第4の2の(1)の工に定める福祉資金・福祉費(支度費)に限る)と、第4の4.修学資金の(1)修学費、(2)就学支度費(注)を利用した児童養護施設において措置を受けている又は受けていた児童で、貸借契約締結時に20歳以下の者(以下、「借受人」という)の連帯保証人となった者。なお、借受人が貸借契約締結時に21歳以上の場合であっても本事業に登録することを希望する場合はその理由書を登録時に添付すること。

(注)資金種類は、福祉資金のうちの「福祉費」(=就職時の支度に必要な経費(支度費)と、修学資金(修学費・就学支度費)の計3種類に限る。

## 5. 支援内容

本事業の対象者である施設長が連帯保証人となっている貸付資金の借受人が、借受金の償還が滞るなど社会的自立に至らない状況にある場合で、連帯保証人である児童養護施設の長に対し、貸付資金の債権者である都道府県社会福祉協議会会長から借受人の未償還金返済を求められた場合について、借受人の社会的自立を支援する児童養護施設の長が、借受人への訪問や面接等による自立支援をおこなうために必要な資金

(以下、「自立支援金」という)を提供する。

## 6. 登録

上記「4 .」に定める本事業の支援対象者は、貸付が決定した貸付資金の連帯保証人となった日から6ヶ月以内に、下記の所定の書類をもって本事業に登録をするものとする。

- (1) 登録書(別紙様式1)
- (2) 貸付資金の貸付決定通知書の写し
- (3) 生活福祉資金借受児童援助計画書(別紙様式2)
- (4) 借受人が21歳以上の場合のみその理由書(様式不問)

## 7. 自立支援金の申請

自立支援金の給付は、貸付資金の債権者たる都道府県社会福祉協議会より連帯保証人に対して未償還金の最初の督促状が送付された時点で申請できる。その際、下記の書類を、督促された日から1ヶ月以内に本会に送付するものとする。

- (1) 自立支援金給付申請書(別紙様式3)
- (2) 都道府県社協会長からの償還督促状の写し
- (3) 生活福祉資金借受児童援助報告書(別紙様式4)

## 8. 自立支援金の給付

上記「7 .」により本会会長あて、自立支援金の交付申請がされた場合は、本会運営委員会において給付について可否を決定し、その決定された給付額を申請者の指定した口座に振り込むものとする。

ただし支援金の給付は、連帯保証人に対して発行された最初の督促状の請求に対する1回限りとする。

## 9. 自立支援金の額および財源

自立支援金の額は、都道府県社会福祉協議会から連帯保証人宛に督促され、給付申請された額の半額(上限25万円まで)とする。また、本事業の財源は全国児童養護施設協議会の事業費等をもって充てる。

## 10. 実施期間等

本事業は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までに自立支援金の給付申請のあった案件に対し実施する。なお、平成21年度以降の本事業の取扱いについては、平成20年度末までに決定する。

(附則)

- 平成16年10月 制定
- 平成17年7月 改訂
- 平成19年3月 改訂